

鹿嶋市復興推進計画

平成 28 年 6 月 9 日
茨城県鹿嶋市

1. 計画の区域 鹿嶋市全域

2. 計画の目標

本市は、東日本大震災によって最大震度 6 弱の地震が発生、地震そのものの揺れに加え、津波や液状化によって甚大な被害を受け、公共関連施設の被害総額は 230 億円超となり、商工業の被害総額は 1,000 億円超となった。また、広範囲にわたり電力供給が停止し、本市の主要産業である製鉄事業を営む新日鐵住金株式会社が 3 か月近くもの間稼働停止に追い込まれるなど、地域経済に甚大な被害が生じた。

こうした震災の経験と教訓を踏まえ、本市においては、電力コストをはじめとするインフラコストの低減など、生産効率の合理化を通じた事業者の体力強化を支援することによって、本市のみならず、神栖市を含む鹿島臨海工業地帯のエネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化等を図る。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

新日鐵住金株式会社鹿島製鐵所構内に最新鋭の超々臨界圧 (USC)、発電出力 64.5 万 kW の石炭火力発電所を建設する事業である。発電端効率 42.5%を計画しており、これは出力 60 万 kW 級の発電設備としては世界でも最高レベルの効率である。平成 26 年 4 月時点の BAT (Best Available Technology) の参考表 (A) の効率を満足することはもとより、発電端効率では同表 (B) も満足する。この設備の導入により、従来の石炭火力発電に比べ高効率化を実現、国内に存する旧来型石炭火力発電設備との置換により温暖化ガス (CO₂) の削減が可能となることにより、環境への負荷を低減するものである。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する鹿島パワー株式会社（以下「事業実施者」という。）が、鹿島臨海工業地帯内において最新鋭の石炭火力発電所を新設するために必要な資金について、その一部を新日鐵住金株式会社を通じながら貸し付ける事業。

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

今般、事業実施者が実施する事業は、最新鋭石炭火力発電所設置による環境負荷の低減、エネルギーの使用の合理化に重要な役割を果たすものであり、本事業は、計画の目標にある、「電力コストをはじめとするインフラコストの低減など、生産効率の合理化を通じた事業者の体力強化を支援することによって、本市のみならず、神栖市を含む鹿島臨海工業地帯のエネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化等を図る。」ために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第3号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社三井住友銀行

株式会社みずほ銀行

株式会社常陽銀行

⑤特例の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

茨城県、鹿嶋市、神栖市及び立地企業によって構成された「鹿島臨海工業地帯競争力強化検討会議」により、平成28年3月に策定された「鹿島臨海工業地帯競争力強化プラン」において、鹿島臨海工業地帯が基礎素材産業を中心とした多様な産業集積拠点、エネルギーや食糧、基礎素材等の供給拠点として国際競争力を高め、地域とともに発展することを将来像とする中で、その施策の一つとして、既存の発電所の置換等による高効率な火力発電所の建設等、立地

企業のエネルギー使用の合理化を図る取り組みを支援すること、並びに、環境に配慮した火力発電所等のエネルギー関連企業の誘致を推進することとしている。そのことから、当事業は、エネルギー使用の合理化だけでなく、環境負荷の低減に対して、重要な役割を果たすものであり、当事業は、本市のみならず神栖市を含めた地域の復興の推進に、必要かつ有効な事業である。

6. その他

本計画の策定に際し、本市、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社常陽銀行、鹿島パワー株式会社、新日鐵住金株式会社、鹿泉会、茨城県を構成員とする鹿嶋市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。